

## 平成18年度第1回流山市男女共同参画審議会の会議概要

1 件 名 第1回流山市男女共同参画審議会

2 日 時 平成18年8月23日(水)午後3時00分～

3 場 所 庁議室

4 議 題 (1)本市の男女共同参画施策の現状について  
(2)流山市男女共同参画プランについて  
(3)その他

5 出 席 者

市長 井崎 義治

審議会委員

矢吹 稔(会長)、加藤 啓子(副会長)、岩出 誠、内海崎 貴子、吉田 洋子、紅谷 幸夫、秋谷 芳美、大輪 日出夫、脇田 玉江、小川 利子、中島 紀子、牧 尚輝、村田 朝子

(全員出席)

事務局

企画部長 岩井 宗志、企画部次長 石井 泰一、男女共同参画室長 松田 美知子、男女共同参画室主査 中村 章

6 会 議 録

(石井次長)

これからの議事進行につきまして、流山市附属機関に関する条例第5条第1項の規定により、矢吹会長に議長をお願いしたいと存じます。矢吹会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、その前にまず皆様にご報告が1点ございます。

それは、本会議の運営に関わることでございます。その詳細について事務局から説明をお願いいたします。

( 松田室長 )

現在、流山市では、「審議会等の会議の公開に関する指針」を策定し、審議会等の会議は原則公開とする旨規定しておりますことから、各審議会とも公開、傍聴可能ということになっておりますので、本審議会といたしましても、そのように取り扱いをさせていただきたいと考えておりますがいかがでしょうか。本日も既に傍聴希望の方々がいらしております。

また、本日の会議録を作成するに当たり、正確を期するため議事を録音いたしますのでよろしくお願いいたします。

( 会長 )

只今の事務局からの説明のとおり、取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

( 委員全員 )

異議なし

( 会長 )

「異議なし」とのことですので、本審議会は、基本的には公開とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

( 会長 )

それでは始めに議事の1と致しまして、「本市の男女共同参画施策の現状について」を議題と致しまして事務局からご説明をお願い致します。

( 松田室長 )

流山市男女共同参画推進体制について。

平成18年度男女共同参画事務年間予定表について。

配布資料に基づいて説明。(資料1のとおり)

( 会長 )

只今のご説明に対してご意見、ご質問等ございますか。ございませんでしたら次に進ませていただきます。

「流山市男女共同参画プランについて」を議題とさせていただきます。

(中村主査)

流山市男女共同参画プラン

配布資料に沿って説明。(資料2-1及び2-2のとおり)

(会長)

お気付きの点がございましたら、伺いたいと思います。

市役所が男女共同参画についてどういう施策を具体的にするかということが書かれてあります。それに対してご意見があるのではないかと思います。

(E委員)

9ページの21についてですが、「家族経営協定の締結を促進する」というところで、農業について触れられたかと思いますが、今、いわゆる専業農家は何世帯くらいあるのですか。家族経営協定の締結は難しいとご説明いただきましたが。

(松田室長)

現在、専業農家数について把握はしていませんので、調査いたします。

(会長)

専業と兼業の違い、割合をどういう風にお考えになったのでしょうか。

専業農家だから難しかったのか、兼業農家だから女性が作るのが難しかったのか、そういうことですか。

(E委員)

実態がわからなく、こういう実態だから締結を促進する農家の女性の位置の向上をという事だと思いますが、具体的にどうなっているのかということです。

(会長)

分かりました。事務局、そういうことですので宜しくお願いします。

その他にありますか。今日は第1回ということで意見が出しにくいかと思いますが、よく資料をお読みになった上でご意見があれば次の審議会の時にご発言いただければと思います。

(A委員)

私は、事前に読んできましたが、100ありますと、前回と変わっていない回答もあります。今後の方針がないまま、改良が困難であるという意見が多いと思いますが、ひとつひとつ作っていくことは大事な事です。前回までの勉強会等で出席していただき話をしていた課については、18年度の予定事業について、意見を変えてきているところもあります。方針、課題の変わっていない課については、勉強会等開いて意識を改めていくようにしないといけないと思います。39の審議会のうち、12審議会だけが女性の割合が4割を超えており、あとはまったく女性がゼロという所もあり、そういうところから改めていかないと、全体に浸透していくのは難しいのではないかと思います。市として、事務局としてプランを進行管理する方法を提案したいと思います。

(会長)

そうでしたら今のプランのご説明が終わってあとでご提案いただきたいと思います。それでは資料2の説明につきましてはよろしいですか。原案通りご了承いただいたということでもよろしいですか。

(D委員)

資料をいただいて目を通したのですが、P3-4の農業委員の女性がゼロであるとか、P3-3社会福祉課「各団体等の長に男性が多いためやむを得ない状況である」とあります。困難であるとか、止むを得ないとか、問題点、課題はあるが、ではどうするのかというのがわからない。例えば農業委員会がゼロになっているが、農家研究会とか女性達が中心になってやっている会に積極的に働きかけて一人でもでてもらうという積極的な施策が欲しいと思います。そういう点での積極的な働きかけは今までどのように行われてきたのか知りたいです。

(会長)

その点に関しては、A委員が発言しかけているのでまとめて話させていただきます。事務局の説明はこれでよろしいですか。次に進めて

いきたいと思います。

「その他」について事務局から、ご提案、ご定義ありますか。

(松田室長)

資料3 今週土曜日の嵐山での研修のご案内です。ご参加いただける方は申し出ていただきたい。

(会長)

先ほどの発言に戻りたいと思います。

(A委員)

今後の方針等がでていない所をつぶすこともそうですが、審議会の男女の人員がゼロというところがあります。例えばP3 5の行政区域制度審議会 男性18名女性1名の理由として「自治会役員に女性の登用がないと難しい」となっています。会長または副会長等を選任するとか、自治体に働きかける等4割に近づけていく形をすべての審議会に働きかけられるかわからないが、現状を調べた上で解決できるものがあれば考えていく形をとってこの数字を上げていくことに絞って一年間審議したらどうだろうかと考えます。

(会長)

審議会の中で女性の男女の比率。少なくとも女性を何%にもっていくかという基準に少しでも近づけることが女性審議委員の意見をいろんな施策に反映させていく為に必要な土壌と考えられます。現状を把握しながらどうしたらよいか知恵を絞っていく方向はどうでしょうか。

(A委員)

審議会は3回しかありませんので、その間で勉強会をしつつ、担当課からヒヤリングしつつということであれば、担当課の意識も高まると思います。いかがでしょうか。

(会長)

補足をさせていただきますが、審議会が3回しか予定されていませんので、市民の傍聴も3回しかありません。前回の任期もそうでしたが、議論していく上で知識・情報をいれておかないと、意見が出にく

い状況になるので、勉強会という形で会合を開いていました。但し勉強会は費用がありませんので、無報酬ですので、ご了承いただけたら必要な勉強会を開いていきたいと思えます。いかがでしょうか。実際に日取りは事務局と相談したいと思えますので、その節は御協力いただきたいと思います。

(石井次長)

補足説明してよろしいですか。

資料 2 1 は、平成 17 年度の実施事業及び事業結果というもので、資料 2 2 は今年度 18 年度からやるものです。

例えば、審議会の女性の割合の話ですが、17 年度 1 ページめの担当課には「行政改革推進課」があります。17 年度実施事業としては、「平成 17 年度審議会開催状況調査を実施するとともに、行財政改革実施本部でヒアリングを実施し、女性委員の登用や公募の実施を要請した」その結果として「女性委員の構成比が 4 割を超える審議会数は、平成 16 年度 10 審議会に対し、委員の委嘱替え等により、平成 17 年度は 12 審議会となった、と 2 つ増えています。17 年度についてはそういう書き方がされています。

資料 2 2 1 ページ「行政改革推進課」では「平成 17 年度同様、審議会開催状況調査を実施するとともに、行財政改革実施本部でヒアリングを実施し、女性委員の登用や公募の促進を働きかける」という事業を掲げ「女性委員の構成比が 4 割を超える審議会数がさらに増加するよう公募委員の女性枠の設定や推薦団体への理解と協力を求め、4 割を超える審議会を増やすようにしたい」と目標を掲げています。このように対比してみただけであればいいと思えます。

(会長)

その他にありますか。

(B 委員)

資料 2 - 1 教育のところ、「男女共同参画に関する研修会」のところの事業結果で「男女の差別意識や固定的な男女の役割分担意識はない」と言い切っていますが、本当かな？と思ってしまいます。根拠になるものを示していただけると有り難い。

31 の「総合的な学習等の時間の中に男女の性差にとらわれない男女

平等教育を取り入れる」等あり、事業結果としてはそういうことが取り入れられた、と書いてありますが、事務局の方で具体的にどういう学習か、どんな学校でどう説明されたのか、資料、教材があったら見せていただきたい。

「教職員の男女の性差にとらわれない男女平等教育に関する自己評価を行う」この評価結果がどうなったのか、示していただきたい。というのは18年度の事業予定のところに抜けている。「『男女平等教育』に関する図書を各学校に紹介する」となっており、何故抜けたのか、どういう経緯でこうなったのか、教えていただけると有り難い。

60のセクハラの問題ですが、今後18年度に事業を予定しているということが、読み取れますが。

我孫子市では、昨年「DVの家庭に育っている子供を見つける」という教職員研修を行いました。今年度は我孫子の教職員研修では条約をやりました。そういうことが積み上げる形で研修にはいつているか教育委員会の指導課に聞いていただいて、ここ数年間の男女共同参画、人権研修に係る研修の内容のわかるものを揃えていただいて、次回までにどういう流れできているのか、見させていただきたいと思いますので、お手数ですがそのあたりをお願いしたいと思います。

ちょっと気になるのは、「男女差別意識や固定的な男女の役割分担意識がない」と言い切れる凄さというのは、学校としては怖いものです。先生方は意識なされば、教育してくださるお力があるというのはよくわかりますが、気付いていない場合がある。気付いていないところで行われていることがあるので、子供の場合、そういうところをきちんと見ていかないといけない。まず、何がなされているのかということとを審議会の席上で提起していただけたらいいかと、これを見て思っていましたので宜しくお願いします。

(会長)

それではその辺を調査していただきます。その他にご意見ございますか。

(F委員)

今日いただいた資料の中に進行管理について書いてありましたが、18年度の目標というのは、各種関係各課から進行管理はこうだとできてきたものをここへ書き写したのですか。

( 中村主査 )

そうです。そういうことです。すべて担当課から提出されたものをまとめたものです。

( F 委員 )

進行管理については現状の把握と目標値の判定を可能な範囲で計りたいと書いてあるのを受けて作ったと理解していいのですね。

( 中村主査 )

はい。そう理解されていいです。

( F 委員 )

勉強会の話をしてしまいましたが、ある程度項目を切って、担当課の課長さんに出ていただいて、目標ができていけば、目標の中身をしっかりと具体的に説明してもらって審議を進めていかないと、一期目の方はおそらくわからないのではないかと思います、勉強会を提案しました。

進行管理についても中身を十分審議しないと、11月、1月の審議会だけやっても申し訳ないという感じがするので、案件について書かれた内容をコピーしていただいてその課の課長さん、管理職の方にでていただいて具体的に説明してもらおう。具体的に数字で期限・数値というものでやっていただいてそれを審議会の方でフォローするとしていかないと、いつまでたっても永遠のテーマとしていくのではないかと思います。100あるうち20でもいいからやって、実現するという風にしていかないと永久に把握できないのではないかと思います。

各部署で理解されてどういう目標管理が作られたのか楽しみにしています。

( 会長 )

このようなご意見ですがいかがですか。

( G 委員 )

私も前回の審議会に参加させていただいた話の流れで、目標値を出して、今後の方針を出したのなら、それに対して評価をしなければ改善というのはされないのではないかと思います。そういう部署であるの



が男女共同参画室であると思う。出した目標に対して数字設定と牧さんが言われましたが、なんらかのフォーマットを作って、点数をつけてあげてフィードバックを男女共同参画の方でされていかれると、施策の反映にもなると思う。ただ出した、方針立てた、今年度は出来なかったというのではなく、もう少し評価の仕方を考えて、この席でもみんなの知恵を出し合っていけたらいいと思います。その点を審議会の中で話合って、早急にやらなければいけないことではないかと思えますので、是非検討をお願いします。

(会長)

事務局に関連して伺いたいのですが、市役所の中に研究会がございますよね。研究会の中でそういう課題を出していただいて処理はできないですか。研究会ですから、これからどういうことを具体的にやるかという大もとが皆さんの合意の上で決まるのでしょうから、そのところで、今ご意見がでているような数値的な取扱ができるかどうか、或いはやらなければいけないかどうか検討してみる必要があるのではないのでしょうか。我々の意見はここで言ってもどうにもならず、個々の担当課に持ち上げても仕方がなく、それをまとめていく立場にある研究会がそういう考え方をどう処理するか、相談していただかないと、できないのではないかと思います。いかがでしょうか。

(B委員)

他市の審議会では評価していますよね。A～Eまで5段階で本年度の事業実績に対して評価をしています。ある審議会では評価基準をもっと明確にしようということで、今年度の審議会の主な審議すべき内容の基準設定をどうするかということで、やっているところがあります。Dがついた事業は何が問題だったのかということで、Dがついたところは次年度に向けて、できなかったところを次回、重点的にやりますと、出してきています。それがあっていいですね。

(会長)

今日いただいている、流山市男女共同参画推進体制では、男女共同参画推進本部・幹事会・研究会と並んでいます。その中で実際に具体的なものを議論して決めていく研究会で、基本的な議論をしていただくと、A B Cの評価、%等、努力目標をどういう形で表現するか協

議していただければできる仕事ではないかと思います。

( F 委員 )

基本的には、推進本部にこのような文書が回って理解できますか。もっとまとめたものがあるのではないですか。コンパクトにまとめたものでないと本部長の報告にはA3一枚でまとめる形でないとわからないと思う。集約されていてわかってもらわないと、下の方だけ騒いでもこの問題は非常に大きな問題ですから、上の方が理解できる形に集約していく進行管理にして欲しいという厳しい提案文書をだしました。そうしないとなかなか進まないと思う。抽象的では駄目だと思う。

( D 委員 )

初めてでわからないのですが、17年度の事業結果で課題・問題点等がだされています。18年度の方針がでていますが、17年度に沿って各課で出しているのでしょうか。もしそうだとすると、例えば17年度28ページの「61 女性に対する暴力等について相談体制の充実を図る」の課題・問題点の内容と、18年度27ページ61の方針と全く同じ内容です。何故同じ内容なのかということと、何故、今後の方針に同じものができるのか、検討するのは男女共同参画室の担当なのか。この辺の質問がだされるのかだされないのか。課題評価と、今後の方針が全く同じというのは考えられない。

( F 委員 )

審議してでてきたものを、調査して評価するのは男女参画室の執務であろうと思います。ただそれに対して審議して確認することだと思う。でてきた文章を提示しなさいということだが、提示されたものに対して、理解できなかつたら差し戻しをする、直してもらう、分かり易くしてもらう、数字を入れてもらう等は男女共同参画事務局の仕事だと私は思います。

( 松田室長 )

この完成までにはかなりの時間を費やしまして、担当課へ出向きヒアリングして参った結果でございます。ただ、時間の関係もあり、現状ではヒアリングの行き届いてない施策もございます。

( F 委員 )

それはこの前聞いたが、その苦勞をわかってあげる為にも、進行管理の為に各課の関係者にでてもらって、中身を審議していく機会を設けた方がいい審議会になるのではないのでしょうか。

( B 委員 )

評価の基準を、審議会の中である程度、審議して議論して作っておかないと、男女参画の担当のお二人がイライラなさるのではないか。根拠になるものをきちんと作っておく必要があるのではないかと思います。評価というのは大変な勞力であり、同僚が同僚のやっていることを評価するということは、評価しづらいものです。少なくとも評価の基準を審議会で作っておいて、機械的に評価を担当別にしたり、ちゃんとしていけば、各課に廻しても自己評価はできるのではないか。そういう風にしておかないと大変ではないかと思えます。

( F 委員 )

目標値でなくても期限でもいいから明確にする必要がある。3月で終わるものもあれば10月で終わるものもあるでしょう。期限は目標のひとつです。とにかく目標値を数字で表しなさいというのが私の提案です。それが評価に現れ、Why がでて、改善に繋がる、これが私の理論です。

( A 委員 )

審議会としてこの1年間何をするかということ、進めていきたいと思えます。今でたのは、担当課を呼んで評価にフィードバックの評価基準を決めていくということ、勉強会でやっていく方法をとりたい。

( F 委員 )

やり易いですよね。評価もしやすいし、反省もしやすいし、次へも繋がっていくと思う。

( 会長 )

ここまで進んできたものを具体的に考えていかなければならない。今までのご意見を、まとめた上で、事務局で整理をし、次回の審議

会・勉強会にお諮りをするということで宜しいですか。それでは長時間にわたりお暑いところ、ご多忙なところありがとうございました。これからも審議会の業績があがりますように努力をしたいと思いますので宜しく願いいたします。ありがとうございました。

（石井次長）

先ほどの専業農家と兼業農家の件数ですが、流山の農家総数 589 世帯が農業世帯、そのうち専業でやっているのが 90 世帯、兼業が 499 世帯。5 万世帯以上ある中で 589 世帯しか農業につかれていない。平成 12 年のデータです。

これをもちまして第 1 回流山市男女共同参画審議会を終了致します。